

仕 様 書

1 件名

広島市立安佐市民病院超音波骨折治療器賃貸借

2 借上げ機器及び設置場所

区 分	設置場所
超音波骨折治療器	使用者宅等
難治性超音波骨折治療器	

3 機器の仕様等

(1) 本仕様書における超音波骨折治療器とは、次のものをいう。

- ① 骨折患者に対し、超音波骨折治療法及び難治性骨折超音波骨折治療法を実施できるものであること。
- ② 当該機器を用いた療養に要する費用が診療報酬点数表により算定できるものであること。

(2) 機器は、次のいずれかの機能が装着されているものとする。

- ① 運転状況を常時モニタリングできる機能を有し、発注者所有のパソコン等で閲覧できること。
- ② 運転状況が記録できる機能を有し、発注者の求めに応じ当該データの提供が可能であること。

4 患者サポート体制等

- (1) 受注者は、患者に対し機器を貸与する際には物件の取扱い、サポート体制等について説明するものとする。
- (2) 受注者は、患者が使用している機器が故障し対応が必要な場合には速やかに対応するものとする。

5 機器の発注及び引渡し等

- (1) 発注者が患者へ機器を貸与する際には、所定の様式の指示書を発注者から受注者へ交付するものとする。
- (2) 受注者は、患者への機器の引渡しに当たっては、次の事項について留意するものとする。
 - ① 貸借人が指示した日時及び場所に機器を搬入し、患者が使用できる状態にして引き渡すこと。
 - ② 患者に対し、機器の使用方法及び故障時の対応等について説明するとともに、安佐市民病院での定期的な受診が必要であること伝えること。
 - ③ 受注者は、患者への機器引渡し完了後は機器の貸与報告書を作成し、患者の確認を得た上で発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、機器の搬入、点検等のために患者宅に立ち入る場合は、あらかじめ発注者及び患者の同意を得るとともに、受注者の従業員であることを証する身分証明書を常に携帯するものとする。

6 保守点検等

- (1) 受注者は、必要に応じて物件の点検及び部品交換等を行い、物件を常に良好な状態に保たなければならない。
- (2) 受注者は、患者から故障等の連絡があった場合には速やかに対応するものとし、修理不可能な場合には代替品と交換するなど、臨機応変に対応すること。
- (3) 修理費・部品費・出張費用等は全て受注者の負担とする。

7 使用実績報告書等

- (1) 受注者は、各月終了後速やかに患者の物件使用状況等を確認の上、発注者に対して使用実績報告書を提出しなければならない。
- (2) 発注者は、前項の報告書が到達した日から起算して10日以内に使用実績を確認するための検査を行うものとする。
- (3) 受注者は、前項の検査に合格した時は賃貸借料の支払を請求することができる。
- (4) 発注者が受注者に対して支払う賃貸借料の月額、契約対象物件毎の賃貸借料（月額単価）に当該月の使用台数を乗じて得た額の合計額とする。

8 その他

- (1) 患者の体調その他病状の変化等により、発注者側において機器を変更する必要があると判断した場合には、年度途中であっても機器の変更を行う場合がある。
- (2) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。